





4 応急処置	眼に入った場合	直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全にあらうこと。出来るだけ速く医師の診断を受けること。
	皮膚に付着した場合	付着物を布で素早く拭き取る。 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
	吸入した場合	蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当を受けること。 蒸気、ガス等を吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。
	飲み込んだ場合	誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
5 火災時の処置	適切な消化剤	水 [ ]、炭酸ガス [ ]、泡 [ ]、粉末 [ ]、乾燥砂 [ ]、その他 [ ]
	使ってはならない消火剤	棒状注水
	消火方法	可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。 消火活動は適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用し、風上から行う。 容器は高温で破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分に取ること。
6 漏出時の処置	人体に対する注意事項、保護具及び予防措置	作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
	環境に対する注意事項	付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。 河川等へ排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
	封じ込め及び浄化方法及び機材	漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸着させて回収する。 大量の流出には盛り土などで困って流出を防止する。
7 取扱いおよび保管上の注意	取扱い	換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。 周囲で、火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増)を使用する。 工具は火花防止型のものを使用する。 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。 スプレードストや製品が付着した布、紙、ローラーなどが積み重さなると自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けておくこと。 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。 取扱後は手・顔などを良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持ち込まないこと。 密封された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業すること。 異物(金属粉等)・過酸化物(硬化剤)の接触で発熱する。と混合接触させないこと。
	保管	日光の直射を避ける。 通風の良いところに保管する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。 40℃以上のところで保管しないこと。 水回りや湿度の高いところに保管すると、容器腐食して破裂のおそれがあるので保管場所に注意すること。 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用すること。

8 暴露防止及び保護措置	組成物質の有害性及び暴露濃度基準		
	成分名	管理濃度	ACGIH(TLV)
	スレン	20ppm	20 ppm
	酸化チタン		10 mg/m <sup>3</sup>
	2-エチルヘキサン酸コバルト (コバルトとして)		
施設対策			
<p>排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。</p> <p>屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用するなど作業者が直接暴露されない施設とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような施設にすること。</p> <p>タンク内部などの密閉場所で作業をする場合には、密閉場所、特に底部まで十分に換気ができる装置を取り付けること。</p>			
保護具	目の保護	取り扱いには保護メガネを着用すること。	
	皮膚の保護	有機溶剤又は化学薬品が浸透しない手袋を着用する。	
	呼吸系の保護	有機ガス用防毒マスクを着用する。 密閉された場所では送気マスクを着用する。 スプレー作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。	
	その他の保護具	静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用すること。	
9 物理的及び化学的性質	物理状態 : 液体 色 : 白色 臭い : 溶剤臭 沸点又は初留点及び沸点範囲 : 145~ 146 可燃性 : あり 爆発下限界及び爆発上限界 / 可燃限界 : (下限) 0.9% (上限) 6.8% 引火点 : 29 自然発火点 : 490.0 分解温度 : データなし pH値 : 該当せず 動粘性率 : データなし 蒸気圧 : 670.0 Pa 密度及び / 又は相対密度 : 1.45 (g/cm <sup>3</sup> ) 相対ガス密度 : データなし 粒子特性 : データなし		
10 安定性及び反応性	反応性	通常の条件下では安定である。	
	化学的安定性	通常の条件下では安定である。	
	危険有害反応可能性	熱・光により重合反応を起こし、発熱することがある。	
	避けるべき条件	高温、火花、裸火、静電気火花	
	混触危険物質	異物（金属粉等）・過酸化物質（硬化剤）の接触で発熱する。	
	危険有害な分解生成物	燃焼などによる有害性ガスの発生 (CO、NOx、低分子モノマー等の有毒ガスを発生する恐れがある。)	
	他の危険性情報		

1 1	危険有害性項目	有害性区分	含有成分の有害性情報
有害性情報 (1)	急性毒性 経口	区分に該当しない	スチレン(区分に該当しない、LD50:2650mg/kg)、酸化チタン(区分に該当しない、LD50:>2,000 mg/kg)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	経皮	区分に該当しない	スチレン(分類できない)、酸化チタン(区分に該当しない、LD50:>10,000mg/kg)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	吸入(ガス)	区分に該当しない	スチレン(区分に該当しない)、酸化チタン(区分に該当しない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(区分に該当しない)
	吸入(蒸気)	区分4	スチレン(区分4、LC50:2700ppm)、酸化チタン(区分に該当しない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	吸入(粉塵、ミスト)	区分に該当しない	スチレン(分類できない)、酸化チタン(区分に該当しない、LC50:>5.09mg/L)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	皮膚腐食性/刺激性	区分2	スチレン(区分2)、酸化チタン(区分に該当しない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2	スチレン(区分2A)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	呼吸器感作性	区分1	スチレン(分類できない)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(区分1A)

1 1	危険有害性項目	有害性区分	含有成分の有害性情報
有害性情報 (2)	皮膚感作性	区分1	スチレン(分類できない)、酸化チタン(区分に該当しない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(区分1A)
	生殖細胞変異原性	区分2	スチレン(区分2)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	発がん性	区分1B	スチレン(区分1B)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(区分2)
	生殖毒性	区分1B	スチレン(区分1B)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	授乳に対する、または授乳を介した影響	分類できない	スチレン(分類できない)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1(中枢神経系) 区分3(麻酔作用、気道刺激性)	スチレン(区分1 中枢神経系)(区分3 気道刺激性、麻酔作用)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1(中枢神経系、末梢神経系、呼吸器、肝臓、視覚、聴覚)	スチレン(区分1 中枢神経系、末梢神経系、聴覚、視覚、呼吸器、肝臓)、酸化チタン(区分1 呼吸器)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)
	誤えん有害性	区分に該当しない	スチレン(区分1)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)

<p>1 2 環境影響 情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態毒性 : 情報なし</li> <li>・残留性・分解性 : 情報なし</li> <li>・生態蓄積性 : 情報なし</li> <li>・土壤中の移動性 : 情報なし</li> <li>・オゾン層への有害性 : 情報なし</li> </ul> <p>水生環境有害性 短期 : スチレン(区分1)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)</p> <p>水生環境有害性 長期 : スチレン(区分2)、酸化チタン(分類できない)、2-エチルヘキシル酸コバルト(分類できない)</p>																						
<p>1 3 廃棄上の 注意</p>	<p>残余廃棄物                  廃塗料、容器の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。                  容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。                  廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。</p> <p>汚染容器及び包装                  環境に配慮し、空容器は中身を使い切り関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。                  許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。                  環境に配慮し、空容器・包装等はリサイクルを推奨すること。</p>																						
<p>1 4 輸送上の 注意</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">国連番号</td> <td>1263</td> </tr> <tr> <td>国連輸送名</td> <td>塗料又は塗料関連物質</td> </tr> <tr> <td>国連分類</td> <td>クラス3(引火性液体)</td> </tr> <tr> <td>容器等級</td> <td>容器等級</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染物質</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策</td> <td>取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国内規制がある場合の規制情報</td> </tr> <tr> <td>指針番号</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>陸上輸送</td> <td>消防法、労働安全法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている輸送方法に従うこと。</td> </tr> <tr> <td>海上輸送</td> <td>船舶安全法に定めるところに従うこと。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>航空法に定めるところに従うこと。</td> </tr> </table>	国連番号	1263	国連輸送名	塗料又は塗料関連物質	国連分類	クラス3(引火性液体)	容器等級	容器等級	海洋汚染物質	非該当	輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。	国内規制がある場合の規制情報		指針番号	128	陸上輸送	消防法、労働安全法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている輸送方法に従うこと。	海上輸送	船舶安全法に定めるところに従うこと。	航空輸送	航空法に定めるところに従うこと。
国連番号	1263																						
国連輸送名	塗料又は塗料関連物質																						
国連分類	クラス3(引火性液体)																						
容器等級	容器等級																						
海洋汚染物質	非該当																						
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。 容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。																						
国内規制がある場合の規制情報																							
指針番号	128																						
陸上輸送	消防法、労働安全法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている輸送方法に従うこと。																						
海上輸送	船舶安全法に定めるところに従うこと。																						
航空輸送	航空法に定めるところに従うこと。																						
<p>1 5 主な適用 法令</p>	<p>消防法 : 危険物第4類 第2石油類 (非水溶性) 危険等級</p> <p>労働安全衛生法 : 危険物 引火性のもの                  : 名称等を表示すべき危険有害物質 (スレン、酸化チタン、2-エチルヘキシル酸コバルト)                  : 名称等を通知すべき危険有害物質 (スレン、酸化チタン、2-エチルヘキシル酸コバルト)</p> <p>有機溶剤中毒予防規則 : 非該当</p> <p>特定化学物質障害予防規則 : 特別有機溶剤等 (スレン)</p> <p>化学物質管理促進法 : 指定化学物質等 (スレン、2-エチルヘキシル酸コバルト)</p> <p>毒物及び劇物取締法 : 該当せず</p> <p>廃棄物に関する法律 : 特別管理産業廃棄物</p>																						
<p>1 6 その他</p>	<p>主な引用文献                  (社)日本塗料工業会 GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック [混合物(塗料用)]                  (社)日本塗料工業会 SDS用物質データベース (塗料用)                  (独)製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質公表データ 国際化学物質安全カード (ICSC)                  溶剤ポケットブック 日本科学会編「化学防災指針集成」 原料メーカーのSDS</p>																						
<p>[注意] このSDSは、新しい知見が得られた時は予告無く改訂する事があります。                  本データシートの記載内容は、最善の調査に基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではありません。                  混合物に使用している化学製品には未知の有害性が有り得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。</p>																							